

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2026年11月1日から実施いたします。

2 口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

従量電灯として電気の供給を受けるお客さまで、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

イ お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。ただし、当社が、口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。

ロ 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。

ハ 前月の検針日において、支払われていない料金（当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。）がないこと。

(2) 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1)に定める支払方法により支払われた場合には、従量電灯によって料金として算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	55 円 00 銭
---------	-----------

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気特定小売供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの

料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30日まで	4,458円75銭	6,316円12銭	9,943円15銭	13,615円01銭	2,348円47銭
30日をこえる 1日につき	36円03銭	50円47銭	103円39銭	158円63銭	62円44銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

5 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約について、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合の電気料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除いたします。
- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

- イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合
- ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合
- ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合
- (4) 災害により被害を受けた従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力および農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割り計算を行ない、料金を算定いたします。

